

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング）
議事要旨

1. 日 時 令和7年7月18日（金）15:00～16:00

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

市川 康雄 総務省自治税務局電子化推進室長

大塚 祥央 デジタル庁統括官（国民向けサービスグループ）付参事官

(2) ワーキングチームメンバー

池田 博之 山口県総合企画部長

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

深澤 文仁 秋田県美郷町企画財政課長

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

浅岡 孝充 デジタル庁統括官付参事官

萩原 一博 デジタル庁統括官付参事官付企画官

志賀 真幸 総務省自治行政局地域情報化企画室長

（代理 総務省自治行政局地域情報化企画室 石川補佐）

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、総務省、デジタル庁より説明。>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

① 納税証明書等の請求・交付のデジタル化に関する現在の検討状況をご教示ください。（どこまでが整理され、今後の課題となっていることは何か、今後のスケジュール等）

- ・ これまでの主なシステム整備の対象は、納税者から地方団体向けに流れる情報・金銭だったが、今回の共通化候補案は、地方団体から納税者向けに流れる情報の話。令和5年度与党税制改正大綱で検討する方針が示されたもの。

- ・ 令和6年度に公表された「地方税における電子化の推進に関する検討会」のとりまとめに基づき、令和7年度は、納税者の特定方法、電子署名の付与方法、手数料の徴収方法などの具体的な検討を行う。検討は、令和7年中に一定の方向性を示すことを目標に、地方税共同機構に設置された検討会で行う。検討会は、有識者、地方団体職員、金融・経済界の関係者などで構成され、その下に地方団体やベンダー等の実務者によるワーキンググループが設置されている。

→ 税証明書の電子化については、地方団体の業務の効率化のみならず、住民の利便性向上への高い効果が見込まれ、大変期待している。

→ 本団体では、道府県税の納税証明書の請求を、独自の電子申請システムにより運用しているが、電子交付までは対応していない。電子申請の件数は450件弱で全体の3%程度。共通化の検討の中では、交付までをオンライン化することが重要と考える。

→ 本団体では、コンビニ交付による所得証明書の発行を行っており、コンビニ交付の手数料減免効果もあるが、件数は1万2000件弱で全体の38%を占めている。コンビニにすら行く必要がなく、自宅で請求、交付を受けられるのは、理想的であり、ぜひ進めてほしい。

② 地方自治体における、納税証明書等の請求・交付に係るシステムの導入状況を把握されているでしょうか。把握をされている場合は導入状況をご教示ください。

- ・ コンビニ交付による税証明書の現状として、（コンビニ交付自体は）約1,000市区町村が対応しており、年間発行件数は200万件超。利便性は高いが、請求者の特定にマイナンバーカードに内蔵されている利用者証明用電子証明書のシリアル番号を用いるため、住登外の方¹への課税に関する証明書は発行不可。また、現状、道府県税目の証明書の発行や法人による証明書請求へは対応しておらず、代理請求・交付は不可。コンビニ端末から交付請求し、地方団体の証明発行サーバーで証明情報を発行し、さらにJ-LISで偽造防止処理などを行ってコンビニに送信し、コンビニ端末で手数料納付した上で印刷する流れで、即時交付される。手数料は市区町村によって異なる。交付形式は書面のみ。対象とする証明としては、納税証明書は100団体程度が対応しており、所得証明書は、様々な行政手続きで使われニーズが高いため、半分以上の市区町村が対応している。固定資産課税台帳記載事項証明書も10団体程度が対応している。
- ・ 地方団体独自の電子申請システム等における税証明書の請求の現状としては、20都道府県・330市区町村において、独自の電子申請システムやマイナポータルを用いた税証明書の電子請求が可能となっており、代理人による請求にも対応している例も存在する。一方、電子交付に対応している団体はなく、交付は書面（郵送）のみとなっている。例えば、ある都道府県では、請求件数は約1,300件程度で、独自の電子申請システムにログインし、請求者の関連情報を入力し、マイナンバーカードで電子署名をした上で手数料を納付し、請求する。また、ある市区町村では、請求件数では約100件程度で、マイナポータル上のぴったりサービスを利用している。

③ 納税証明書等を電子化することによる効果をどの程度見込まれていますか。

- ・ 現状、窓口・郵送の場合、納税者が紙で請求を行い、それに対して紙で交付を行う。紙で交付された納税証明書の利用イメージとしては、金融機関では、融資の際に納税の滞納がないことなどを証明するために使われる。行政機関等でも、許認可等で使われ、例えば、外国人の在留期間の更新手続きや低所得者の給付金の申請手続きなどで添付を求められる。
- ・ デジタル化した場合は、納税者と地方団体との間の請求・交付がオンライン化され、地方団体の窓口の作業負担や、納税者の郵送請求の費用負担・窓口に請求しに行く移動の負担などが軽減する効果が見込まれる。また、税証明書の利用先の金融機関や行政機関等のオンライン手続の利便性の向上が見込まれる。さらには、税証明書のデジタル化を契機

¹ 例えば、ある市町村に住民登録がされていた方について、転出等により既に住民票が削除されているが、当該市町村内に住宅等を所有しており、引き続き、固定資産税等の賦課徴収のため、当該市町村に転出先等の情報が管理されている方

に、利用先の機関が手続のオンライン化を検討することも期待される。デジタル化の効果高めるため、電子で交付された税証明書を印刷して書面手続でも使用できるよう、併せて検討していく。さらに、入札参加資格申請など、行政機関が税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により、税証明書の添付自体を不要とすることも検討していく。

- システム間での情報連携により、証明書の添付自体を不要とすることの検討は重要。例えば、法務局の不動産登記に係る手続で添付が求められている税証明書は、官公庁同士でシステム間連携できるような仕組みがあれば、さらに利便性が高まるのではないか。
- ・ 特に法人は、地方団体ごとに異なる対応を要するため、負担が大きい。全国的な共通基盤を活用して統一的に電子請求・電子交付を進めることで、法人の利便性について向上することが期待される。

④ 納税証明書等の電子化を進める上で、どのような方式が考えられますか。

- ・ 検討会のワーキンググループにおいて、電子請求・電子交付に係るシステム構成のたたき台として、3パターンを提示している。パターン1は、コンビニ交付で整備済みのマイナポータルと J-LIS（証明書交付センター）を活用したスキーム。パターン2①は、eLTAX を利用するもの。納税者が個人であればマイナポータル、法人であれば G ビズ ID で認証の上、eLTAX から交付請求し、それを受け、地方団体の職員は、基幹税務システムで証明書を作成し、eLTAX に格納する。納税者は、格納された証明書を eLTAX からダウンロードする。パターン2②は、パターン2①で、地方団体の職員が、基幹税務システムで証明書を作成し eLTAX に格納する部分について、代わりに、eLTAX の負荷はかかるが、証明書発行に必要な情報をあらかじめ eLTAX に入れておき、即時交付に対応するもの。
 - ・ 既に構築されているシステムを活用して、費用負担を抑えながら、共通化を進めるためには、税証明書の種類に応じ、複数のパターンを組み合わせたシステム構成とすることが想定される。具体的には、現状、コンビニ交付に対応している所得証明書などは、パターン1でシステム化し、道府県税目や市町村の固定資産税に関する証明書はパターン2①、②でシステム化することが考えられる。今後、地方団体・ベンダー等の関係者の意見を伺いながら、具体的な検討を進めていく。
- 所得証明書は、マイナポータルを活用することに賛同する。
 - 税証明書の利用先やその利用の態様によって、既に構築されているシステムの活用の仕方が異なってくるのではないか。例えば、金融機関から証明を求められている場合は、マイナポータルが提供する API を活用して、金融機関のシステムに、直接、証明内容を取り込めるようにすることが考えられるし、地方自治体が求めている場合は、マイナンバーによる情報連携が考えられる。
 - ・ 税証明書の利用先である金融機関や行政機関側とのシステム間連携については、国税の先行事例を参考にしながら検討していく。総務省だけで検討できる事柄ではない点について、ご理解いただきたい。

⑤ 納税証明書等の電子化を進める上で、どのような課題が考えられますか。

- ・ 令和7年の地方分権提案では、「マイナポータル上の「わたしの情報」において、課税所得額を確認できることから、所得課税証明書については、当該情報を証明書形式（PDF）に変換し、自動で電子署名が付与される機能を追加すること」を提案されているが、このような方式をとると、地方団体が担っている交付事務をデジタル庁が行うことになるので難しいと考えている。
- ・ 分権提案では「戸籍証明書、納税証明書についても、マイナポータル上で電子的な交付を可能とすること。」と提案を受けているが、提出先に紙で提出する場合は、受領した税証明書を印刷する必要がある。デジタル庁は、税証明書の利用実態を把握していないため、ワーキングメンバーの方にお尋ねするが、マイナポータルで受領するよりもコンビニで交付を受けた方が手間がかからないため、利用が見込めないように思うがいかがか。
- 戸籍証明書、納税証明書について、マイナポータル上で電子的な交付を可能とすることに対するニーズについては、承知していないが、電子メールやオンライン手続きの申請フォームに添付して提出できるようになるので、利用は見込めるのではないか。
- 既に専門の検討会、ワーキンググループで検討が一定進捗しているようなので、既存のシステムを活用し、関係者の意見を踏まえながら、可能な限り早期に共通化を実現してほしい。
- 本団体では、法人を念頭に、税に関する未納の税額がないことの証明書を発行しているため、そのような地方団体独自の証明書の発行も共通システムの中でカバーしてもらえるとありがたい。
- ヒアリング内容①で、コンビニ交付について、住登外の方に課税している場合の証明書は発行対象外という説明があったが、戸籍証明書は、（実際には住所地の市町村を經由して戸籍のある他の市町村に交付の請求を行うこともできることから）住登外であるか否かに関わらず、現在、マイナンバーカードを所持していれば、コンビニ交付できる。この仕組みを活用して住登外の方に対するコンビニ交付対応も検討の余地があるのではないか。
- 手数料納入時の入金消込の作業が効率的なものとなるよう、システム化を検討することが重要と考える。
- ・ eLTAXの管理・運用は、全地方団体の負担金によって賄われているため、システムの機能・開発スケジュールが負担金に影響する。その影響を見極めながら、機能面・スケジュール面での関係者の意見を反映していきたい。

以上